



子どもを虐待から守るための5ヶ条

1. 「おかしい」と思ったら迷わず連絡(通告)を
2. 「しつけのつもり…」は言い訳。子どもの立場で判断
3. ひとりで抱え込まない。あなたにできることから行動を
4. 親の立場より子どもの立場。子どもの命が最優先
5. 虐待はあなたのまわりでも起こりうる



オレンジリボンには「子どもの虐待を防止する」というメッセージが込められています。

11月は児童虐待防止推進月間
『さしのべた その手が子どもの命綱』

児童虐待は、早期に発見し、その家庭に対して適切な支援をすることが重要です。地域の住民一人ひとりが子どもを虐待から守るネットワークの一員です。あなたの一言が子どもと親を救うきっかけになります。

※通告者の秘密は守られます。虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときや、ご自身が出産や子育てに悩んだときは、児童相談所や役場健康福祉室に連絡してください。

▼連絡・通告先

役場健康福祉課福祉室

☎ 26・2247 (直通)

中央児童相談所北部支所

☎ 20・1010

こどもホットライン24

☎ 0120・783・884

(携帯電話から)

☎ 027・263・1100

児童相談所全国共通ダイヤル

☎ 0570・064・000



女性の人権の尊重を目的として

女性に対する暴力をなくす運動期間

暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に、配偶者などからの暴力・性犯罪・売春・買春・人身取引・セクシャルハラスメント・ストーカー行為など女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものです。

11月12日から25日までの2週間は女性に対する暴力をなくす運動期間です。問題に関する取組を一層強化し、女性の人権尊重のための意識啓発を図ることを目的とします。

▼問合せ先

健康福祉課 福祉室

☎ 26・2247 (直通)

相談機関のお知らせ

配偶者からの暴力をはじめとして、人間関係や家庭生活の破たん、生活困窮など女性の抱える様々な悩みや心配事について相談に応じ、必要な助言、自立のための支援を行います。

▼相談専用電話

群馬県女性相談センター

☎ 027・261・4466

▼相談時間

平日 9時～20時

土日祝日 13時～17時

※毎週水曜日の13時～14時30分は弁護士によるDV法律電話相談(弁護士相談のみ要予約)

秘密は厳守します。つらい思いをしている女性のみなさん、是非ご相談ください。

ふるさと納税ありがとうございます

桑原純太様より150万円のふるさと納税(寄附金)をいただきました。

寄附金は、町の福祉・教育・まちづくりなどに充当させていただきます。



教育委員 竹内邦夫さん



教育委員 飯塚満さん

新教育委員会の体制をお知らせします

教育委員長の今井久美子さんが9月30日で任期満了となりました。これに伴い9月定例議会で、竹内邦夫さんが議会の同意を得て、10月1日付で教育委員に任命されました。

また、臨時教育委員会が10月1日に開催され、飯塚満さんが教育委員長に選任されました。

委員長	飯塚 満	職務代行者	名塚 和彦
教育委員	武藤 さゆり	教育委員	竹内 邦夫
教育長	大沢 清		(敬称略)

「ぐんま緑の県民税」 県民意見交換会

群馬県土の3分の2を占める森林は、県民共有の財産です。守り、育て、次世代に引き継いでいくため、県民税均等割りの超過課税として「ぐんま緑の県民税（通称）」を平成26年4月から導入します。

「ぐんま緑の県民税」について皆さんの意見交換会を開催します。

使い途や税率、課税方法などについての説明や、森林・里親保全などに取り組む団体などの活動を紹介いたします。

▼期日 12月7日(土)

▼時間 午後2時～3時30分

▼場所 高崎合同庁舎402会議室

▼申込締切 12月2日(月)

▼定員 先着100人

▼申込・問合せ先

県庁林政課

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1

TEL 027-226-3211

FAX 027-223-0154

☑ rinsaikaka@pref.gunma.lg.jp

参加者全員の氏名、電話番号をお知らせください。

税務室から

お知らせ

登記していない家屋
取り壊したら
役場に届出を

登記していない家屋を取り壊した人は、財務課税務室に「家屋滅失届」を提出してください。後日、職員が現地を確認させていただきます。

また、登記されていない家屋の所有者が変更になったときは、「未登記家屋に関する報告書」を提出してください。なお、それぞれの書式は税務室に用意してあるほか、町ホームページから印刷することもできます。

不明な点がありましたら、お問合わせください。

▼問合せ先

税務室 固定資産税担当
TEL 26・2237 (直通)

差押えた不動産
公売を実施します

不動産の公売を、県および中部県民局管内の市町村と同一の時間、会場において合同で実施します。

物件などの概要・詳細は、広報よしおか9月号、財務課税務室窓口の公売予定物件案内、または町ホームページをご覧ください。なお、吉岡町-3は公売中止となりました。※物件によっては、公売が中止されることがあります。

▼期日 11月26日(火)

▼場所

群馬県前橋合同庁舎敷地内
群馬県地域防災センター(前橋市上細井町2142-1)

▼問合せ先

税務室 徴収担当
TEL 26・2238 (直通)

☑ <http://www.town.yoshioka.gunma.jp/>